

【資料 1-2】

信濃川水系（信濃川中流）流域治水協議会 規約（案）

第1条 設置、名称

本会は、信濃川水系における信濃川中流域の流域治水対策を推進するため、「信濃川水系（信濃川中流）流域治水協議会」（以下「協議会」と称し、これを設置する。

第2条 目的

本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、信濃川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

第3条 協議会の構成

1. 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2. 協議会に幹事会をおく。幹事は、別表2に掲げる幹事を以て構成する。幹事会は、協議会の企画立案や構成員機関相互の連絡調整、協議会の指示による各種検討を行う。
3. 協議会及び幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4. 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

第4条 協議会の実施事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1. 信濃川（信濃川中流）流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
2. 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
3. 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
4. その他、流域治水に関して必要な事項。

第5条 協議会の情報公開

1. 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。
2. 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

第6条 協議会資料等の公表

1. 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
2. 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

第7条 事務局

協議会の事務局は、北陸地方整備局信濃川河川事務所及び新潟県長岡地域振興局地域整備部におき、各構成員、各機関と調整を図りながら運営を行う。

第8条 雑則

この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

本規約は、令和 2年 9月 17日から施行する。

令和 3年 3月 3日 改正

令和 3年 4月 21日 改正

令和 4年 3月 3日 改正

令和 5年 4月 19日 改正

令和 6年 4月 17日 改正

別表 1

新潟市長
 長岡市長
 三条市長
 小千谷市長
 見附市長
 十日町市長
 燕市長
 魚沼市長
 南魚沼市長
 津南町長
 湯沢町長
 弥彦村長
 新潟県 新潟地域振興局 地域整備部長
 “ “ 農林振興部長
 “ “ 巻農業振興部長
 “ 三条地域振興局 地域整備部長
 “ “ 農業振興部長
 “ 長岡地域振興局 地域整備部長
 “ “ 地域整備部 与板維持管理事務所長
 “ “ “ 小千谷維持管理事務所長
 “ “ 農林振興部長
 “ 魚沼地域振興局 地域整備部長
 “ “ 農業振興部長
 “ 南魚沼地域振興局 地域整備部長
 “ “ 農林振興部長
 “ 十日町地域振興局 地域整備部長
 “ “ 農業振興部長
 東日本旅客鉄道(株) 信濃川発電所長
 東北電力(株) 長岡発電技術センター所長
 東京電力リニューアブルパワー (株) 信濃川事業所長
 農林水産省 北陸農政局 地方参事官
 林野庁 関東森林管理局 中越森林管理署長
 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 新潟水源林整備事務所長
 気象庁 新潟地方气象台長
 国土交通省 北陸地方整備局 三国川ダム管理所長
 “ “ 信濃川河川事務所長
 “ “ 湯沢砂防事務所長

< オブザーバー >

東日本旅客鉄道(株) 新潟支社長

北越急行(株) 代表取締役社長

電源開発(株) 東日本支店 小出電力所長

※各会員については、代理出席を認めるものとする。

別表 2

新潟市 危機対策課長
 長岡市 危機対策担当課長、河川港湾課長
 三条市 総務部長、建設部長
 小千谷市 防災安全課長
 見附市 企画調整課長、建設課長
 十日町市 防災安全課長
 燕市 防災課長
 魚沼市 防災安全課長
 南魚沼市 総務課長
 津南町 総務課長
 湯沢町 総務部長
 弥彦村 防災むらづくり課長
 新潟県 新潟地域振興局 地域整備部 治水課長
 “ “ 農林振興部 農村計画課長
 “ “ 巻農業振興部 副部長
 “ 三条地域振興局 地域整備部 治水課長
 “ “ 農業振興部 副部長（農村振興担当）
 “ 長岡地域振興局 地域整備部 治水課長
 “ “ “ 与板維持管理事務所 工務課長
 “ “ “ 小千谷維持管理事務所 工務課長
 “ “ 農林振興部 農村計画課長
 “ “ “ 森林施設課長
 “ “ “ 林業振興課長
 “ 魚沼地域振興局 地域整備部 治水課長
 “ “ 農業振興部 副部長（農村振興担当）
 “ 南魚沼地域振興局 地域整備部 治水課長
 “ “ 農林振興部 農村計画課長
 “ “ “ 森林施設課長
 “ “ “ 林業振興課長
 “ 十日町地域振興局 地域整備部 治水課長
 “ “ 農業振興部 副部長（農村振興担当）
 東日本旅客鉄道(株) 信濃川発電所 副所長
 東北電力(株) 長岡発電技術センター 課長
 東京電力リニューアブルパワー(株) 信濃川事業所 土木保守グループマネージャー
 農林水産省 北陸農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官
 林野庁 関東森林管理局 中越森林管理署 総括治山技術官
 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 新潟水源林整備事務所 主幹

気象庁 新潟地方気象台 防災管理官

国土交通省 北陸地方整備局 三国川ダム管理所 専門調査官

〃 〃 信濃川河川事務所 副所長

〃 〃 湯沢砂防事務所 副所長

< オブザーバー >

北越急行(株) 運輸部 運輸課長

電源開発(株) 東日本支店 小出電力所 所長代理

※ 各幹事については、代理出席を認めるものとする。